

木津川市告示第 号

木津川市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

木津川市長 河井 規子

木津川市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項に規定する総合教育会議として設置する木津川市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 市長は、あらかじめ会議開催の日時及び場所並びに協議・調整を要する事項を教育委員会に通知するものとする。

2 会議は、市長、教育長及び教育委員会の委員の過半数が出席して開くものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

（会議の公開）

第3条 会議は、公開する。ただし、法第1条の4第6項ただし書きの規定に該当する場合には、市長は、教育委員会と協議して非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他会議が必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、会議当日の会場において、会議開始の10分前までの間に行うも

のとする。

- 3 傍聴しようとする者が多く会場に収容できない場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の禁止行為)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となり、又はなるおそれのある挙動を行うこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、映画等の撮影又は録音等の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第8条 傍聴人は、この告示の規定に違反し、市長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(会議録)

第9条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第3条ただし書の規定により非公開とした議題を除くものとする。

- 2 会議録には、市長及び教育長が署名するものとする。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、総合教育会議庶務担当課において処理する。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。